

酒気帯び運転免責条項の 意義と解釈について

福 島 雄 一

岡山地裁平成24年5月31日第1民事部判決（平成23年（ワ）第698号、保険金請求事件、棄却、確定）自保ジャーナル1877号164頁、ウエストロージャパン文献番号2012WLJPCA05316001

（事実の概要）

平成17年9月16日午前5時36分ころ、岡山県赤磐市の路上にて、亡Aが普通乗用自動車の運転を誤り、路外のブロック塀に衝突した。これにより、亡Aは、脊髄損傷、Th4レベル、完全麻痺の傷害等により、長期間入院ないし自宅療養を要し、平成20年4月15日、症状固定となった。そして神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する後遺障害が残存した。その後、亡Aは、後遺障害の症状固定日以後、24ヶ月間、リハビリテーション訓練に取り組んだ。

そこで、亡Aは、被告Yとの間の損害保険契約に基づき、Yに対し「平成18年1月25日前から保険金の請求をし、…（中略）…保険金の支払を受けていたが、Yから平成22年5月17日付け書面をもって本件免責条項に該当するとして、保険金の支払を拒絶する旨の通知を受けた」。その後、亡Aは、平成23年11月16日に死亡し、その子である原告Xらが亡Aを相続した。そこで、亡Aの訴訟承継人であるXらが、Yに対し、亡AとYとの間の損害保険契約に基づき、相続分に応じた保険金及び遅延損害金の支払を求めた。

亡Aは、Yとの間で、平成17年1月13日、亡Aを被保険者、本件事故車両を被保険自動車、補償内容を人身傷害補償（1名）5000万円とする個人総合自動車保険を締結していた。本件契約の人身傷害補償条項は、Yの支払責任として、「被告は、日本国内において、自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることによって当該被保険者が被る損害に対して、人身傷害補償条項及び一般条項に従い、保険金を支払う。」と規定していた。また、人身傷害の自立支援保険金担保特約として、Yは「日本国内において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として後遺障害が生じた場合であって、普通保険約款人身傷害補償条項及び一般条項の規定により保険金が支払われるときに、人身傷害の自立支援保険金担保特約に従い、保険金を支払う。」と規定されていた。

さらに、本件保険契約は、免責条項として、人身傷害補償条項について、「被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または道路交通法第65条第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害」に対しては、保険金を支払わない旨を規定していた。

本件の争点は、Yの支払うべき保険金額と免責条項の適用の可否という2点であるが、本稿では、後者について検討する。

以上のような事実関係のもとで、Yは「本件事故は、亡Aが酒気を帯びた状態で本件車両を運転中に惹起された事故であるから、本件免責条項の定める免責事由に該当し、人身傷害保険金の支払は免責され、同条項に付帯する自立支援保険金の支払も免責される」と主張した。そして、免責条項の解釈について、「道路交通法65条1項に定める『酒気帯び』とは、およそ社会通念上酒気を帯びているといわれる状態をいい、具体的には、通常の状態と身体に保有する程度以上にアルコールを保有していることが、顔色、呼吸等により、外観上認知することができるような状態にあること」と解した。

これに対して、Xらは、「亡太郎は、酒気を帯びた状態ではなかった」と述べ、免責条項の解釈について、「仮に酒気を帯びた状態であったとしても、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態ではなかったから、本件免責条項所定の免責事由には該当しない。本件免責条項においては、無免許運転、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転及び酒気帯び運転の3つが並置されているところ、その均衡を考えると、酒気帯び運転については、そのうちアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転に限って免責事由とする趣旨である」と主張した。

（裁判所の判断）

本件道路は、中央線によって分離された片側1車線の直線道路で、前後の見通しは良好であり、亡Aは、帰宅するため、本件車両を運転し、本件道路を北進していたところ、平成17年9月16日午前5時36分ころ、対向車線に侵入した上、住宅のブロック塀に衝突した。亡Aが、本件事故後、消防署救急隊によってB病院に搬送された際の同救急隊員作成の傷病者観察カードには、「アルコール臭あり、シートベルト無し、ブロック塀に普通車で正面衝突」と記され、B病院の救急入院患者チェックリストには、「普通車運転中ブロックべいに正面衝突、救急車にて来院（シートベルト無し、アルコール臭あり）」と記載され、外来診療録には、「高エネルギー外傷、アルコール臭あり、飲酒運転シートベルトしておらずブロック塀に激突」と記載されていた。また、B病院では、亡Aの採血はしたが、血液中のアルコール濃度については検査していない。B病院は、転送先のC病院に対し、「上記患者様、本日飲酒され、御自分で運転する乗用車でフェンスに激突」、「飲酒のため意識レベル評価は困難」と記載された診療情報提供書をいったん作成し、亡Aは、B病院からC病院に転送されたが、同病院外来救急看護記録には「普通車運転中ブロックべいに衝突、シートベルトー、アルコール臭+」と記載された。本件事故の翌日に、亡

Aの父及び原告らがB病院に来院し、化学的根拠のない状態で飲酒運転を決め付けるのはどうか等と要望し、B病院は、カルテ記載上のアルコール臭がするという所見は消せないが、飲酒をして事故をしたというC病院への紹介状は化学的根拠のないこととして書き直すことに同意し、「上記患者様、本日御自分で運転する乗用車でフェンスに激突」、「意識レベル評価は困難」と飲酒に関する文書を削除した診療情報提供書を再度作成した。また、「本件事故前日夜、D青年会議所の55周年記念式典が開催され、亡Aは、これに参加した上、2次会、3次会に出席したが、他の出席者は、亡Aが飲酒していたかそれともしていないかについて定かな記憶を有していない」とされた。

本件の「道路交通法第65条第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害」を保険者免責とする条項の解釈については、「道路交通法65条1項にいう『酒気を帯びて』とは、社会通念上酒気帯びといわれる状態をいうものであり、これが外観上（顔色、呼吸等）認知できる状態にあることをいうものと解される」とし、本件の事故態様及び認定事実を総合して、「本件事故は、亡Aが本件免責条項所定の『道路交通法65条1項に定める酒気帯び運転』をしている場合に生じたもの」と認定した。

Xらの「薬物等の服用下での運転との均衡を考慮し、本件免責条項における酒気帯び運転は、その影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転と限定的に解釈するべきであるとした上で、亡Aは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態ではなかったから、免責事由には該当しない」との主張については、「道路交通法65条1項は、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転などと禁止範囲を限定する文言は置かれておらず、酒気帯び運転それ自体を禁止するものである。他方、薬物等の服用下の運転については、道路交通法上、それ自体を禁止する規定はなく、そのうち薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないお

それがある状態での運転が禁止されているにとどまる。また、道路交通法は、無免許運転については、それ自体を禁止している。これらの道路交通法の規定と本件免責条項の規定とを対比すると、本件免責条項が、道路交通法の禁止内容に対応して免責事由を定める趣旨であることは明確である」といい、「本件免責条項は、酒気帯び運転につき、道路交通法上、それ自体が禁止されていることにかんがみ、罰則の適用を受けるか否かあるいは正常な運転ができないおそれがある状態であったか否かを問わず、免責事由とすることを定めたものと解するのが相当である」とした。よって、本件事故に関して、酒気帯び運転免責条項所定の免責事由を認定して、保険者免責と結論した。

（研究）本件判旨に賛成する。

（1）はじめに

本件岡山地裁判決は、酒気帯び運転免責条項の解釈について意義があるが、この飲酒に関する免責条項には変遷がある。長く「酒酔い運転免責条項」として、「酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合」、「酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で被保険自動車を運転している場合」等の文言で規定されていた免責条項が、平成16年に改訂され、本件でも問題になった現行の「道交法第65条第1項に定める酒気帯び運転違反もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合」を免責とするものが登場した。

このような約款改訂は、飲酒運転による悲惨な事故の多発を契機に、飲酒運転撲滅を目指した施策に位置づけられるが、まず刑事法が先行した。それは、急速かつ徹底したものであり、平成13年の危険運転致死傷罪（刑法208条の2）の新設に始まり、平成19年の道路交通法改正により、運転者に対しては酒酔い運転、酒気帯び運転の罰則強化（道交法117条の2第1号、117条の2の2第1号）、車両の提供、酒類の提供、車両に同乗する者に対しても飲酒運転を

助長する行為として罰則を科すこと（道交法117条の2第1号、117条の2の2第2号、117条の2の2第3号、117条の3の2第1号、117条の2の2第4号、117条の3の2第2号）等であり（注、道路交通法研究会編著『最新注解道路交通法（全訂版）』（平成24年10月1日全訂版、立花書房）372-373頁）、このような厳罰化による飲酒運転を原因とする事故の減少効果が報道されている。そして、この飲酒運転撲滅の社会的な機運は、現在も継続して進行しており、飲酒、薬物、発作を伴う病気の影響下での交通事故についてさらなる厳罰化が法務省で検討されているといわれている。このように事故の発生する可能性が高かつ社会的非難に値する飲酒運転が、社会的に突出して強く批判されるようになった。本件で問題となった現行の酒気帯び運転免責条項の登場には、このような社会的な背景が強く影響していると考えられる。

（2）関連する事例の概要

飲酒運転に関する免責条項の事例のすべてを紹介することはできないので、参考として近年の保険者を免責とした事例を、以下に挙げることにする。

- ① 東京地裁平成23年3月16日判決（金商1377号49頁、自保ジャーナル1851号110頁）は、飲酒と睡眠薬を服用し、6時間程度の睡眠後に起こった普通自動二輪車の自損事故による後遺障害の事例であり、家庭用総合自動車保険の自損傷害特約、搭乗者傷害保険特約の酒気帯び運転免責条項について、飲酒検査により呼気1ℓにつき0.05mgの酒気が検出され、病院搬送時に医師によりアルコール臭ありと認められる等して、酒気帯び免責が認められた事例である。この事例では、「道路交通法第65条第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合」に生じた損害に保険金を支払わないとする酒気帯び運転免責条項が問題となり、この免責条項につき、文言どおり、酒気帯び運転に該当した場合、酒気帯びの程度にかかわらず、保険者を一律免責として、本件岡山地裁判決と同じ論理構成を

採用した。他方で年金払交通傷害保険の酒酔い運転免責条項については、保険者有責とされた。（注、拙稿『『酒気帯び運転免責条項』の解釈について』保険事例研究会レポート268号（2013年3月）1頁）

② 名古屋地裁平成22年9月24日判決（自保ジャーナル1838号）は、深夜に乗用車が幹線道路の中央分離帯に乗り上げ横転し、運転手が死亡し、人身傷害補償特約、搭乗者傷害保険特約に基づき保険金請求された事例である。死亡した運転手の流出血液を採取し、飲酒検知により2.74mg/mlの血中アルコール濃度等が認められ、また、運転者が本件事故で死亡する直前まで行動を共にしていた友人が、原告代理人の質問に「覚えていること、お話できることはありません」という回答をしたこと等から、保険者は酒酔いが「特段不自然なことではないという程度のことが示せば十分」として、「本件事故は、Aが飲酒運転によりA車を安全に運転することができない状態になって発生させた」として請求棄却し、酒酔い運転免責を認めた事例である。この免責条項は、被保険者が酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合を要件とする酒酔い運転免責条項であった。

③ 大阪地裁平成21年5月18日判決（交民42巻3号627頁、判タ1321号188頁、判時2085号152頁）は、原告が、個人総合自動車保険契約に基づき、追突の自損事故により車両損害を生じたとして、車両保険金等を請求した事案である。原告が、本件車両を運転走行中、交差点の対面赤信号表示に従って停止していた普通乗用自動車の後部に追突し、本件車両が損傷した。原告は、本件事故発生後、飲酒検知を受けたところ、呼気1ℓ中に0.1mgのアルコールを保有していることが判明した。原告は、本件事故前日の午後9時半ころから午後10時までの間に、居酒屋で乾杯のため生ビール小1杯を飲み、後は午後12時ころまでコーラを2本飲み、同所に明朝までいたと主張するが、判旨

は、本件事故発生から少なくとも1時間程度経過した時点で実施された検知で、呼気1ℓにつき0.1mgのアルコールを保有していた事実が認められるものの、原告の本件事故前の飲酒量及び飲酒時間を具体的に認めるに足りる証拠はないとした。この事例では、本件岡山地裁判決と同じ「道路交通法第65条第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車運転している場合」の損害を保険者免責とする車両条項の酒気帯び運転免責条項につき、その文言にかかわらず、酒気を帯びた状態での運転のうち、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転を免責事由とする趣旨であると制限的解釈を採用したが、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」での運転に該当するとして、保険者は免責された。その際に、「原告は、飲酒量及び飲酒時間は明確ではないものの、本件事故前に飲酒していたこと、その後午前6時ころまで十分睡眠をとらない状態で居酒屋で過ごしていたこと、本件事故直後には口から酒臭が認められるなどしたこと、本件事故から1時間程度経過した後においても、呼気1リットルにつき0.1ミリグラムのアルコールを保有していたこと」等から、「原告は、本件事故当時、前日からの飲酒に十分な睡眠をとっていない体調等も加わって、飲酒量の多寡はどうあれ、アルコールの影響が顕著に残存した状態にあり、運転者としての注意力、判断能力等が明らかに低下した状態であったと推認」され、「原告は、本件事故当時、酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態であった」と認定して、保険者免責を導いた。

- ④ 和歌山地裁平成20年3月19日判決（LEX/DB 文献番号25472512（控訴審・大阪高判平成20年8月29日 LEX/DB 文献番号25472511））では、普通自動二輪車のAが、午後8時45分ごろ北から南へ向かって黄点滅の対面信号で減速することなく時速30～40キロメートルで本件交差点に進入したところ、普通自転車のBが赤点滅の対面信号を西から東へA車の進路を妨害する形で

本件交差点に進入してAと接触し、両者ともに転倒して、Aは死亡した。そこで、Aの父が締結していた一般用総合自動車保険のファミリーバイク人身傷害担保特約により保険金請求をしたが、保険者は、酒気帯び運転免責条項を理由に支払を拒絶した。その約款には、本件岡山地裁判決と同じく、被保険者が「道路交通法65条1項に定める酒気帯び運転若しくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害」を免責とする酒気帯び運転免責条項があった。また、Aは、本件事故当時、血液1mlにつきアルコール0.6mgを保有していた。これについて判旨は、「本件事故当時、Aは、道路交通法65条1項の『酒気帯び』の状態にあったと認められるから、被告が保険金の支払を拒絶できる」とし、「本件免責条項は、酒気帯びの程度を問わず、その運転を一律免責事由としたものであると解せられる」と判示した。本件は控訴されたが、原審と同じ理由で棄却された。

- ⑤ 名古屋地裁平成20年2月22日判決（交民41巻1号196頁）は、原告が、名古屋高速都心環状線の道路上において、本件車両を運転中、車両の左側面が道路左側の側壁に衝突、擦過した交通事故について、家庭用自動車総合保険契約に基づいて、被保険自動車を運転中の自損事故により損害を被ったとして、車両損害保険金、全損時諸費用保険金及び対物賠償責任保険金の支払いを求めた事案である。そして、保険契約者等が、「酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で被保険自動車を運転している場合に生じた損害」に対しては、車両保険金、全損時諸費用保険金を支払わないとする酒酔い運転免責条項の適否が争われた。原告は、本件事故当日の午前1時過ぎ、店でバーボンをロックで二杯足らずを飲酒し、午前2時過ぎに同店を出て他店にて、ウーロン茶、お好み焼きを飲食しカラオケをし、カウンターでうとうとし、朝に本件車両に乗車して、高速道路に入り、本件事故に遭遇したことを準備書面で認めた。そして、判旨は、原告が「本件事故発生の約一時間四〇分後においても、酒臭をさせ、本

件事故によって身体を打撲した事実がないにもかかわらず、うつむいてぐったりした様子であり、医師に対し、当日の未明に酒を飲んだ旨を述べ、その一方、事故現場がどこであったかすら述べる事ができない状態であったこと」等から、「本件事故当時、相当程度に酒に酔った状態であって、これが原因となって、本件車両の適切な運転操作を怠り、本件事故の発生に至ったものと推認」し、酒酔い運転免責条項の適用により車両保険金及び全損時諸費用保険金について保険者免責とした。（他方で、不実告知条項の適用により、対物賠償責任保険金の支払義務を免れるかにつき、対物賠償責任保険金の支払いについては飲酒免責条項の適用はなく、本件事故発生前の飲酒の状況についての不実の内容の通知、記載は、「実質的に、被告が対物賠償責任保険金の支払義務の有無の確定のために行う調査等の上で妨げとなったものとは認められない」として、保険者有責とした。）

⑥ 名古屋高裁平成20年2月6日判決（自保ジャーナル1725号4頁（1審名古屋地裁豊橋支部平成19年3月23日判決））は、乗用車が、夜間に片側2車線道路の中央分離帯に衝突し、運転者が死亡した事案で、少量の飲酒で「運転機能は低下する」こと等から、飲酒検査は行われていないが飲酒の事実を認め、同一方向進行中の目撃者の「変な運転」との証言に加え、「外部要因が特に見当たらず、ブレーキ痕なく中央分離帯に衝突したこと等から、運転者が酒に酔って運転したことを認定して、酒酔い運転免責条項により自損事故傷害保険金について保険者を免責すると判決した。この事例では、1審は請求認容、2審は請求棄却と判断が異なった。

⑦ 最高裁平成19年11月6日決定（自保ジャーナル1725号9頁（2審名古屋高裁平成19年7月24日判決、1審名古屋地裁平成18年10月18日判決））は、自損事故による死亡について、搭乗者傷害保険金及び自損事故傷害保険金が請求された事例であるが、運転者Aが、追い越し禁止で時速50キロメートルの

制限速度の道路を、時速120キロメートルで走行して、訴外車を追い越そうとしたところ、対向車と接触し街路樹に衝突した。この事例では、「血中アルコール濃度は0.45ミリグラムであるが、注意配分や情報処理等の『運転能力に影響がある』ため、Aの運動能力（反応速度）が低下し、右折専用車線を直進し、中央線を跨いで訴外車を煽る等『極めて異常かつ危険な行為』を行ったことは、アルコールの影響で正常な運転ができない酒酔い状態による」として、保険者が免責された。本件は酒酔い運転免責条項の事例であるが、高裁判決は、「酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態をいいます。）で被保険自動車を運転している場合」の「正常な運転」という文言について、「運転する場所や運転する速度等の運転状況に応じて、その具体的な内容は異なり得るが、最低限、交通法規・交通ルールを遵守した運転、周囲の状況の変化に的確に対応し安全を確保することができる運転の2つの要素が含まれる」と判示した。この事例では、1審は保険者有責、2審は免責と結論が異なった。

- ⑧ 大阪地裁平成19年7月27日判決（交民40巻4号991頁、自保ジャーナル1725号15頁）は、追突事故による死亡事例であり、自動車保険の人身傷害保険金等が請求されたが、保険者免責とされた。これは、Aが深夜に制限時速50キロメートルの道路の交差点近くで、まず原付自転車に追突しその運転者を死亡させ、次に花壇に衝突して本件自動車の運転者も死亡した事例であり、「地元プロ野球チーム優勝日で自宅で食事後、飲食店にA車で赴き、店長も飲酒を記憶、その後2車線の左端進行中のB原付自転車に、高速度で追突後も、ハンドル・ブレーキ操作なく花壇に激突は『注意力及び抑制力が著しく減退した状態』で飲酒検査は不能も『アルコールの影響であった』」として、酒に酔って正常な運転ができないおそれのある状態で本件車両を運転したために発生した事故であるとして酒酔い運転免責条項により保険者は免責された。本件は、運転者の具体的な飲酒量や酩酊の程度等が明らかでない

事例であるが、判旨は、「本件事故は、Aが何らかの影響により判断能力、注意力及び抑制力が著しく減退した状態で惹起されたものであると認めるのが相当であり、これに前記で認定した飲酒の事実や飲酒後の経過時間を併せ考えると、Aの判断能力等が著しく減退していた理由は、飲酒によるアルコールの影響であったと考えるほかない」と判断した。

- ⑨ 水戸地裁平成18年11月30日判決（自保ジャーナル1677号2頁）は、運転者が、事故から約3時間後、飲酒時刻から約5時間後に呼気1ℓ中0.05mgであったが、昼間にパッシングセンター、その後ドライブ、深夜1時に飲食後、運転して、「7.9キロメートル走行した時点で眠気を感じ、更に21.6キロメートル走行した時点で居眠り状態に陥り」、対向車線に進入した事故で、自動車保険の車両保険、人身傷害保険に基づく保険金請求をしたが、酒酔い運転免責条項により保険者免責とされた。この事例は、少量飲酒事例としての特徴がある。判旨は、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態」について、「文字どおり、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態をいうものであるが、正常な運転ができないおそれがある状態が、直接アルコールの影響によりもたらされた場合であると、アルコールの影響により居眠りをする事となった場合であるとを問わない」とし、「アルコールは致酔性を有し、飲酒の結果、飲酒者には、注意集中力困難・睡眠等の症状を発生させ、また身体が疲弊した状態での飲酒は、平常時の飲酒に比べ、より顕著にアルコールの影響を身体に与えることは経験則から明らかであること」等から、「摂取したアルコールの量は少なかったとしても、原告の身体に蓄積した疲労とアルコールが相乗的に作用した結果、原告は、運転開始後、約7.9キロメートル走行した時点で眠気を感じ、更に21.6キロメートル走行した時点で居眠り状態に陥り本件交通事故を起こしたことが認められ、原告が摂取したビール中のアルコールが本件交通事故の発生要因となったと言わざるを得ない」として、酒酔い運転免責条項

の適用を肯定した。

- ⑩ 東京高裁平成18年3月13日判決（自保ジャーナル1643号2頁（1審千葉地裁松戸支部平成17年10月31日判決））は、夜間に被保険自動車対向車線に進入し、他の自動車と衝突したために、被保険自動車の修理費として保険金請求をした自動車保険の車両保険について、飲酒検知の数値が呼気0.14mgの状態です「眠気は飲酒が重要な要因となって誘発された」、**「アルコールの影響により正常な運転ができない状態」**での事故と認定して、酒酔い運転免責条項による保険者免責が肯定された事例である。高裁判決と原審ともに保険者は免責されたが、呼気1ml中0.14mgという少量飲酒の事例である。判旨は、**「①Xは、本件自動車を運転して見通しの良い緩い左カーブの直線道路を進行中、真っ直ぐに進行して反対車線に進入したのであるが、その際ブレーキをかけていなかった、②Xは本件事故後に警察官に対して衝突したのは分からなかった旨述べ、居眠り運転を認める供述をしていたのであり、こうした事実によれば、Xは、本件事故当時、居眠りをしており、その居眠りのため正常な運転ができないおそれのある状態にあったことは明らかである」とし、「Xは、本件交通事故の前に飲酒をし、本件交通事故直前にはかなりの眠気を自覚しており、本件交通事故の約1時間後の計測によれば身体に道交法117条の4第2号、65条1項、同法施行令44条の3に定める酒気帯び運転等の禁止違反となる呼気1リットルにつき0.15ミリグラムには至らないもののそれに近い量（おおむね同0.14ミリグラム程度）のアルコールを保有していたもので、その際の様子も、歩行が正常で直立できたなど運動能力に影響が認められず、また、言語態度が普通で服装等の乱れがなかったとはいえ、酒臭があり、顔色が赤く、目の充血があったというのであるから、Xが本件事故当時居眠りをした原因は、単なる眠気ではなく、飲酒によるアルコールの影響によるものと推認するのが相当である」とし、「Xは、本件事故当時、飲酒によるアルコールの影響のため、すなわち酒に酔って居眠りをし、**

この居眠りのため正常な運転ができないおそれのある状態で本件自動車を運転していたと認められる」と結論した。

以上の事例は、飲酒運転の免責条項に関するもののうち、最近の新しい事例をあげてみたが、旧酒酔い運転免責条項と、本件岡山地裁判決で問題となっている新しい酒気帯び運転免責条項が混在している。これらの中での大きな違いは飲酒検知の数値がある場合とない場合があり、審級により結論の異なる事例がみられるように、免責要件の立証上の困難が見て取れる。また、全体としていえることは、どの事例も深夜に起こり、程度の差はあれ飲酒の事実があり、飲酒の時点から何時間経過したかによって、どの程度その影響が残っているかが問題とされるものが多数みられる。それは、旧酒酔い運転免責条項では、正常な運転が出来るかどうかが基準となり、新しい酒気帯び運転免責条項であれば、道交法の酒気帯び運転の罰則の政令数値基準との関係で、それぞれ保険者の填補責任が決まる。実際には上掲の事例のような保険者免責事例が大多数であるが、このような基準で保険者の填補責任が決定されるということは、ごく少量の酒気帯び運転であれば、事故を惹起した場合であっても保険金の給付を受ける可能性があるということである。運転者に全く飲酒について身に覚えがないにもかかわらずなぜか飲酒検知がされたり飲酒の影響が現れるという事例はまさに例外であって、上掲のような何らかの飲酒の事実が存在するという通常の事例では、もちろん免責約款の要件とその立証の成否で結論が決まることになるからである。特に、飲酒のうえ道交法を無視し常識を逸脱した粗暴な暴走運転が行われた事例等については、保険保護に躊躇を覚えざるを得ず、免責条項の解釈や立証上の関係でこれらの悪質事例に保険保護がなされる可能性が残ることが懸念される。

(3) 道路交通法上の規制

本件の酒気帯び運転免責条項を検討するにあたり重要なことは、道交法の飲

酒運転についての規制である。それは、両者が多くの点で関連づけられて解釈されているからである。

道交法では、酒気帯び運転等の禁止として、65条1項が、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と規定し、その趣旨は、酒気を帯びて車両等を運転することを全面的に禁止しているものと解されている。「酒気を帯びて」という文言については、「社会通念上酒気帯びといわれる状態をいうものであり、外観上（顔色、呼気等）認知できる状態にあること」とされ、「酒に酔った状態であることは必要でないし、また、運転への影響が外観上認知できることも必要ではない」とされ、「この禁止に違反した場合その違反が、酒酔い運転（法第一一七条の二第一号）又は政令数値以上酒気帯び運転（法第一一七条の二の二第一号）に当たるときに限り罰則を設け、政令数値未満の単なる『酒気帯び運転』については、訓示規定」と解される（注、道路交通執務研究会編著、野下文生原著『執務資料 道路交通法解説』（平成24年8月20日15-2訂版、東京法令出版）679頁）。

酒酔い運転については、「社会通念上、いわゆる酒に酔っばらっている状態はもちろん、その程度に至らなくても、感覚機能、運転機能、判断力又は抑制力が著しくおかされている場合は、『酒に酔い』に該当するもの」と解されるが、『酒に酔う』というのは、個人差が大きいので、具体的にそれぞれの場合について判断すべき」とされる（注、前掲書『執務資料 道路交通法解説』686頁）。他方で、政令数値以上の酒気帯び運転については、「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの」として、「酒気帯び運転禁止に違反して車両等を運転している者で、その者の身体に保有するアルコールの量が、血液一ミリリットルにつき、〇・三ミリグラム以上、又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラム以上（令第四四条の三）であるという意味であり、右の数値を超えれば、直ちに本条の違反として処罰される」（注、前掲書『執務資料 道路交通法解説』686-687頁）ことになる。政令数値以上の認定について、例えば、東京高裁昭和53年12月13日判決は、「被告人が身体

におけるアルコール保有量の科学的検査を拒否している場合は、必ずしも検知器その他特別のいわゆる科学的検査によって判定する必要はなく、飲酒量、飲酒状況、飲酒後の経過時間、運転直後の言語、行動、身体的特徴等の外観的観察等から経験則によって認定することができる」（注、前掲書『執務資料 道路交通法解説』687頁）という。

道交法65条の酒気帯び運転等の禁止規制の沿革については、この条文は、「当初は1項で成り立っており、また、酒気帯び運転についても、『身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態』で車両等を運転することと規定されていた」が、「たとえ少量であっても、身体に一定量以上のアルコールを保有している場合には、そのアルコールが肉体的又は精神的機能に影響を及ぼし、そのような状態で車両等を運転するときは、一般に交通事故を起こす可能性が増大するものと考え」られ、従前の規定が、「一定の程度以上にアルコールを保有する状態にある場合に限り、車両等を運転することを禁止していたため、その程度に至らない酒気帯び運転は、社会的にも容認されるという誤解を生ずるおそれが存在した」ので、「交通事故防止の最大の重点の一つである酒気帯び運転の防止の徹底を図る必要から、昭和45年の法改正により、身体に保有されるアルコールの程度のいかんにかかわらず、およそ酒気を帯びて車両等を運転することをすべて禁止する」ことにした（注、前掲書『最新注解道路交通法（全訂版）』372-373頁）。酒酔い運転と酒気帯び運転が、このような条文構成となった理由は、「酒に酔うということは非常に個人差があるものであり、人によっては、酒気を帯びて運転したからといって直ちに具体的な危険を生ずるおそれがない場合もある」ので、「法規範として一応酒気帯び運転を禁止するが、罰則については、…中略…、酒気を帯びて車両等を運転した者のうち、酒に酔った状態、つまりアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態にあったもの（117条の2第1号）及び身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの（117条の2の2第1号）に対してのみ、これを設けることとした」（注、前掲書『最新注解道路交通法（全訂

版)』373頁)といわれている。

以上の酒気帯び運転及び酒酔い運転に関する定義や解釈は、原則的に保険契約における酒気帯び運転免責条項及び酒酔い運転免責条項に引き継がれて運用されてきた。

(4) 生損保における飲酒運転免責条項

飲酒運転の免責条項は、生保・損保の約款において様々な文言が使われているが、その典型的なものは、自動車保険契約の搭乗者傷害保険、自損事故保険、車両保険、無保険車傷害保険等に従来規定されてきた「被保険者が酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で運転している間に生じた事故」という、いわゆる酒酔い運転免責条項に使用されてきた文言が、「道路交通法第65条第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害」を免責とする本件の酒気帯び運転免責条項のような新しいタイプの文言に切り替わりはじめ、また、生命保険契約の災害割増特約や傷害特約等の特約中に規定されてきたものは、「被保険者の無免許運転中または飲酒運転中の事故によるとき」という文言から「被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」を免責事由とするものに代わってきた。

この生保の特約にみられる「飲酒運転中の事故」という文言は、道交法上の酒酔い運転の解釈に準じて、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で運転されたときと通常理解されている（注、大阪地裁昭和60年2月28日判決（文研生命保険判例集4巻165頁）、大阪地裁昭和59年11月8日判決（文研生命保険判例集4巻92頁・判例タイムズ548号244頁）、札幌高裁昭和57年12月9日判決（文研生命保険判例集3巻299頁（原審・釧路地裁根室支部昭和56年3月13日判決（文研生命保険判例集3巻16頁））。これに反対し、大阪高裁昭和60年10月16日判決（文研生命保険判例集第4巻267頁）は、酒気帯びの基準とする。）。また、同様に「法令に定める酒気帯び運転」という文言は、道交法上の

酒気帯び運転の罰則規定を基準として判断する解釈が一般的である（注、札幌高裁平成6年7月13日判決（文研生命保険判例集7巻397頁）、東京地裁昭和63年12月20日判決（文研生命保険判例集5巻385頁）。

このように、これまで飲酒運転に関する免責条項の解釈は、生保・損保の全ての約款において、道交法の罰則基準と連動して解釈運用されてきた。つまり、道交法上酒気帯び運転あるいは酒酔い運転の罰則に該当する事例は、保険約款上も保険者免責となると一般的に解されてきた。この意味で、本件岡山地裁判決は異例であり、それは、道交法65条1項の酒気帯び運転の禁止には違反するが、罰則の適用のない領域で、保険者の免責を認める解釈を採用したからである。この点に、本件岡山地裁判決の重要な意義があるといえる。

(5) 本件酒気帯び運転免責条項の法的性質

以下では、本件岡山地裁判決と関連する重要な論点である、酒気帯び運転免責条項の法的性質についての議論を検討する。

一般に酒気帯び運転免責条項の法的性質は、状態免責と解されている（注、山下友信『保険法』（有斐閣、2005年）363頁）。例えば、「道交法65条1項の趣旨は、アルコールの程度いかんに関わらずおよそ酒気を帯びて運転することを禁止している趣旨であるから、飲酒運転によって事故が発生したという因果関係の問題ではなく、保険事故発生時におけるある客観的な状態に重きが置かれるべきであるから因果関係は不要である」とされる（注、桜沢隆哉「自動車保険契約約款の車両条項における飲酒免責条項の解釈」法律のひろば2011年9月70頁）（注、竹濱修「保険者免責条項にいう『酒気帯び運転』等の解釈」損害保険研究第73巻3号（2011年11月）249-250頁は、「酒酔い運転免責条項は、正常な運転ができないおそれがある状態で運転することが危険の大きい行為であり、その被保険者に強い社会的非難ができること、したがって、損害との間に因果関係がなくとも保険者免責が肯定できる」と説明する。）。

このように本件酒気帯び運転免責条項は、通常は状態免責と解されているの

で、酒気帯び運転と損害・傷害との間に因果関係を要することなく、道交法65条1項の定める酒気帯びであれば一律に免責されることになる（注、鴻常夫他編『注釈自動車保険約款（上）』（有斐閣、1995年3月30日、西島梅治筆）226頁は、酒酔い運転免責条項について、「酒酔等の状態で『被保険自動車を運転しているときに、その本人について生じた傷害』について保険会社免責と規定しているので、文理解釈上、酒酔等の事実と傷害との間に因果関係がない場合においても保険会社が免責されるものと解することになるだろうが、少なくとも自損事故保険においては、約款制定の趣旨からみてそのような解釈を是認することができよう」として、東京高裁昭和49年7月29日判決（判時754号90頁）を挙げる。また、「このような解釈は自損事故条項および搭乗者傷害条項の酒酔い免責についても裁判例でとられているところであり、正当である。」という。）。

他方で、これとは異なり、本件酒気帯び運転免責条項を原因免責と解し、因果関係を要すると解する立場もある。このような解釈が主張される理由は、本件岡山地裁判決のように酒気帯び運転免責条項を状態免責と解釈すると、道交法65条1項の酒気帯び運転に該当する場合に、保険者が一律免責されるという効果が広範に過ぎるといふことがある。そして、このような広範な効果を制限するために、本件酒気帯び運転免責条項にない、アルコールの影響により「正常な運転ができないおそれがある状態」というような要件を加重して制限的な解釈を行うか、あるいは、又はそれに加えて、酒気帯び運転と事故・傷害との間に因果関係を要求する主張がなされる。現にこのような立場を採る判決も存在する（注、長野地裁伊那支部平成4年10月5日判決（文研生命保険判例集第7巻179頁）は、生保の災害割増特約と傷害特約の酒気帯び運転免責条項について、酒気帯び運転と事故の間には少なくとも因果の蓋然性は必要とし、仙台高裁昭和62年7月31日判決（文研生命保険判例集第5巻88頁）は、生保の災害割増特約の飲酒運転免責条項について、反証がない限り、その運転によって事故を起こしたものとして因果関係があるものと推定することが相当とした。仙

台高裁昭和62年7月31日判決（原審・盛岡地裁一関支部昭和61年7月7日判決（『改訂・増補版』生命保険契約法 最新実務判例集成』（保険毎日新聞）432頁は、後者と同旨。）（注、石田満「自動車保険普通保険約款（昭和四〇年一〇月施行）二章賠償責任条項四条二号の『酒に酔った運転者によって運転されているとき』の意義」ジュリスト671号144頁は、「この免責条項は危険の除斥事由を定めた体裁の規定であるが、解釈としても酒酔い運転と事故との間に相当因果関係が必要であると解する。ただ、この場合には蓋然性の証明をもって足りる」という。）。

しかし、以上のような酒気帯び運転と損害・傷害との間に因果関係を必要とする見解を採用することはできない。なぜならば、本件酒気帯び運転免責条項が、約款文言上、因果関係が必要とは読むことができない明確な条文であり、さらに、後述するが、新しい酒気帯び運転免責条項の趣旨が、政令数値に満たない酒気帯び運転に対して保険給付をすることは、飲酒運転を助長することになり公序に反する等の理由で、これをしないこととして、結果として飲酒運転の撲滅に資するというところにあるからである。従来酒酔い運転免責条項の時代にも、政令数値以下の酒気帯び運転の場合であっても、アルコールの影響により「正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば、保険者免責となることは理論上あり得たが、あまり現実的ではなく、不十分なものである。新しい酒気帯び運転免責条項の趣旨の実現のためには、従来の政令数値以下の酒気帯びの場合に保険給付がされる可能性を一律に否定する必要がある（注、新しい酒気帯び運転免責条項について、前掲和歌山地裁平成20年3月19日判決も、この論点を検討し、因果関係を不要としている。）（注、桜沢・前掲「自動車保険契約約款の車両条項における飲酒免責条項の解釈」法律のひろば2011年9月70頁は、前掲大阪地裁平成21年5月18日判決は、本条項を状態免責と解しているのに、「なぜ約款の解釈について、制限的な解釈をしたのか疑問を感じざるを得ない」と指摘する。）。

（6）本件酒気帯び運転免責条項の解釈について

この新しい酒気帯び運転免責条項をどのように解すべきかについては、いくつかの見解がある。

第1説は、本件岡山地裁判決の見解であり、道交法65条1項の定める酒気帯びの状態、つまり、通常の状態に身体に保有する以上のアルコールを保有し、外観上それが分かる状態で自動車を運転している場合に生じた損害・傷害であれば、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態か否かにかかわらず、免責事由に該当すると解する見解であり、約款文言に忠実な解釈である（注、市川典経「酒気帯び運転免責条項」保険と共済2011年4月号33頁等）。これと同様の見解を採用した事例に、前掲①東京地裁平成23年3月16日や前掲④和歌山地裁平成20年3月19日判決（控訴審大阪高判平成20年8月29日）等がある。この見解によれば、道交法上罰則が適用となる政令数値以下の酒気帯びの場合にも、保険者が免責となるが、このような保険契約者・被保険者等にとって厳しい運用は、前述のような飲酒運転に対する強い社会的な批判がその背景にあると考えられる。また、旧酒酔い運転免責条項のアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態という要件の立証困難を理由に、「免責要件の不明確性を払拭し、その明確化を図るとともに、その立証方法を定型化することで立証を容易にするため」、道交法の政令数値以下の少量の酒気帯び運転も免責事由としたことが約款改訂の趣旨だったとの指摘がある（注、市川・前掲「酒気帯び運転免責条項」保険と共済2011年4月号33頁）。

次に、第2説は、酒気帯び運転免責条項の保険者免責の要件につき、制限的な解釈を採用し、約款文言にはない「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転」という要件を酒気帯び運転免責条項の解釈に持ち込む見解である。この見解は、前述のように、従来の飲酒運転に関する免責条項の解釈運用では、道交法の罰則に該当する場合に、保険約款の飲酒運転免責条項上も保険者を免責するという方法で、道交法の罰則基準と保険約款の飲酒運転免責の基準をリンクさせて運用してきた従来の運用解釈に沿う見解

である。特に第1説によると、道交法上の罰則対象である政令数値以下の酒気帯び運転も免責の対象となり、これまでの酒酔い運転免責条項の運用に比して非常に厳しい基準で免責条項が機能することになり、それに対する懸念がその根底にある。これと同様の見解を採用する事例には、前掲③大阪地裁平成21年5月18日判決がある。

第2説の根拠は、本件岡山地裁判決でもふれられているように、本件酒気帯び運転免責条項が、状態免責と解されるので損害との因果関係を要せずに保険者を免責とすること、また、本件酒気帯び運転免責条項が、無免許運転及び麻薬等の薬物ないし毒物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転を免責対象として、本件酒気帯び運転免責条項と併記していることとの整合性から、本件酒気帯び運転免責条項が、これらの場合よりも厳格に、およそ運転行動にアルコールの影響が現れるおそれがないような場合も含めて、酒気を帯びているといわれる状態での運転を当然に免責とする趣旨と解することが困難ということである（注、山下・前掲書『保険法』131-132頁は、「保険約款の解釈に関して取り上げた自動車保険の法令違反免責や傷害保険の酒酔い運転免責の事例は、まさに文言どおりであれば免責条項が広すぎて保険に加入する目的が危うくされるという事例であるとみることができ、判例は制限解釈により救済を図っているが、実質は免責条項の一部無効を認めているものとして評価することが可能」という説明。）。

最後に、第3説は、第1説と第2説の両説の折衷的な見解である。それは、前掲大阪地裁平成21年5月18日判決の原告が主張した、「道交法第65条第1項に定める酒気帯び」を同法施行令44条の3にいう酒気帯びの数値基準で判断するという見解（注、土岐孝宏「酒気帯び運転免責条項の趣旨と解釈」法学セミナー 686号125頁は、「本件条項の解釈としては、契約者の認識や保険保護に対する合理的期待に配慮して、形式的文言にかからず、刑事罰の対象となる酒気帯び運転が免責になる」と述べる。）や、これに類するものとして、酒気帯び運転免責条項を「政令数値以上の酒気帯び運転は保険者免責になると解すべき

であり、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態、つまり従来、『酒酔い運転』といわれていた状態にまで達する必要はない」と解し、「政令数値以上の酒気帯び運転であれば、事故原因となっているか否かを問わず、保険者は免責されると解すべき」（注、竹濱・前掲「保険者免責条項にいう『酒気帯び運転』等の解釈」損害保険研究第73巻3号251-252頁）とする見解がある。

第3説の根拠は、近年の飲酒運転に対する社会意識や規範意識の変化をどの様に考えるかということに関して、政令数値以上の酒気帯び運転は反社会性が強いと意識されるようになり、事故発生率にも有意に影響するという判断から、従来からの道交法の罰則規定と関連づけた飲酒運転免責条項の解釈を目指しているものと考えられる（注、竹濱・前掲「保険者免責条項にいう『酒気帯び運転』等の解釈」損害保険研究第73巻3号251頁）。

第1説は、酒気帯び運転免責条項の「道路交通安全法第65条第1項に定める酒気帯び」という文言について、道交法と同じ解釈を引き継ぐので、道交法の罰則対象の政令数値以下の酒気帯び運転でも、保険者免責となり、非常に厳しすぎるという批判がある。例えば、「常識的な睡眠時間をとり、本人の認識なく翌朝にアルコールが残ってしまっている場合や祭事等で、社会的儀礼の範囲でアルコールを少量口にした場合でも免責となり、一般人は、刑事罰の対象になるものを「酒気帯び運転」と考えているので、「保険保護に対する契約者の合理的期待を裏切り、保険に加入する意味を大きく減じる事態」をもたらし、「いかなる場合でも（例えば、故意・過失がない場合、違法性の意識の可能性がない場合でも）当然に制裁があるという本判決の判断は、刑法理論には採用されない異常に厳格な考え方」（注、土岐・前掲「酒気帯び運転免責条項の趣旨と解釈」法学セミ686号125頁）等の批判がある。また、このような解釈・運用は、これまで飲酒運転に関する免責条項の保険者免責となる基準を、道交法の罰則適用の基準と整合性を取ってきたことに反する。

また、「アルコールの影響が少なく、罰則もない部分がある酒気帯び運転一般に直ちに免責範囲を拡大できることにはならない」理由として、「危険増加による保険者の解除権が行使された場合でも、当該危険増加と損害との間に因果関係がないときには、解除前に発生した損害について保険者が免責されない旨を片面的強行規定として定める保険法31条2項2号ただし書きおよび33条1項をも考慮するときは、本件免責条項が危険増加そのものにのみ関する規定ではないとしても、事故発生率に係わり、危険増加とも係わる免責条項である面があり、約款文言の改訂のみで簡単にその免責範囲が酒気帯び運転一般に拡大できるかは、慎重な検討を要する。」（注、竹濱・前掲「保険者免責条項にいう『酒気帯び運転』等の解釈」損害保険研究第73巻3号250頁）という危険増加に関連した批判がある（注、土岐孝宏「酒気帯び運転免責条項の制限的解釈」法セミ670号137頁は、「飲酒免責条項が本来異常危険除外の趣旨を含んでおりそれゆえに正当化される点を見過して」、「安易に、飲酒運転厳罰化に迎合する解釈を支持すべきでない」とする見解。）。

第2説には、道交法65条1項の通常解釈と整合性がないという難点があり、また、この見解は約款文言を制限的に解するので、保険者免責の範囲は従来の酒酔い運転免責条項と変わらなくなり、新しい免責条項に改訂した意味がなくなってしまうので（注、竹濱・前掲「保険者免責条項にいう『酒気帯び運転』等の解釈」損害保険研究第73巻3号251頁）、このような解釈は、「一般保険契約者の合理的意思に沿うものでもない」（注、山野嘉朗「自動車保険契約における酒気帯び免責条項の意義」金商1386号（2012年3月増刊号）30頁）と批判される。

また、この「正常な運転ができないおそれがある状態」の立証は、事故後に保険金請求の審理の過程で判断されるが、この要件に該当するかどうかの事実認定が非常に困難であるといわれてきた（注、平野龍一他編『交通論（1）（第二版）』（米塚茂樹筆）432-433頁（青林書院、1992年）、同旨・塩崎勤編『交通損害賠償の諸問題』（東谷隆夫筆）570-571頁（判例タイムズ社、1999年））。

さらに、この解釈によると、「正常な運転ができないおそれがある状態」である「酒酔い」運転が問題なのであって、酒気帯び運転を容認するという認識を運転者に起こさせることになりかねない。特に政令数値以下の少量飲酒が問題になる。飲酒の運転に与える影響には個人差があるので、このような解釈は、自分は酒類に強いと考える者の飲酒運転を助長し、事故を発生させ、免責条項にかかった人はお酒に弱く運が悪くという観念を、運転者に植え付けかねないことが懸念される。一般的な契約者は、近年の飲酒運転に関する批判的な社会情勢に鑑みても、保険者免責には通常の酒気帯び程度の飲酒で十分と考えており、運転困難なほどの飲酒運転が必要と認識しているとは思われない。

第3説については、従来の飲酒運転の免責条項の解釈・運用を尊重しつつ、新しい酒気帯び運転免責条項の趣旨にできるだけ配慮したバランス感のある見解であるが、これも道交法65条1項の通常の酒気帯びの解釈と異なるものであり、特に道交法の罰則基準との整合性を図ろうとする点で、従来の運用・解釈にこだわる余りに、新約款の真の目的を達成することが難しい解釈となってしまう。つまり、第3説によると、第2説と同様に、多少の飲酒ならば運転をしても構わないということになりかねず、道交法65条1項が罰則のない訓示規定といえども、酒気帯び運転を禁止していることと相容れない。

以上のように各説を概観してみると、問題の核心は、本件岡山地裁判決の酒気帯び運転免責条項の解釈が、道交法上の酒気帯び運転等の罰則適用よりも厳しい基準を採用している点であるとわかる。本件の酒気帯び運転免責条項では、その文言解釈によれば、道交法の酒気帯びの罰則基準である政令数値以下の飲酒であっても、保険者が免責とされるからである。これをどのように考えるかという点が、議論の分かれ道になる。

（7）本件酒気帯び運転免責条項の改訂の趣旨

前述の各説の見解の対立の重要な理由の1つは、本件酒気帯び運転免責条項の趣旨の理解の相違であるといえる。一般的に、飲酒運転に関する免責条項の

趣旨は、飲酒運転が交通事故を起こす蓋然性の高い行為であること、飲酒運転が法令に反する反社会性の高い行為であること、飲酒運転の場合に保険保護を与えることが飲酒運転を奨励、助長することになり公序良俗に反すること等複合的な根拠があげられている。

飲酒運転免責条項を状態免責であると解する通説によれば、「飲酒運転免責条項は、飲酒運転が保険事故を発生させる危険を著しく増加させるものであるため、被保険者がその状態にある間を保険保護の範囲から除外していると解する」とし、これによれば、飲酒運転による危険の増加がその趣旨として強調される（注、竹濱修「普通保険約款中に免責事由として定められた『飲酒運転中の事故によるとき』の解釈」商事法務1193号37-38頁）。このように、飲酒運転免責条項の趣旨の中で危険の増加を重視する見解は、従来の酒酔い運転免責条項に比べて、酒気帯び運転免責条項では、ずっと飲酒量の少ない酒気帯び運転の場合も免責となるので、事故が発生する蓋然性が下がると考えて、免責条項には書かれていない「酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態」という要件を加えて免責条項を制限的に解する前述の2説の見解につながる。

これに対して、本件岡山地裁判決は、「本件免責条項が、道路交通法の禁止内容に対応して免責事由を定める趣旨であることは明確である。そうすると、本件免責条項は、酒気帯び運転につき、道路交通法上、それ自体が禁止されていることにかんがみ、罰則の適用を受けるか否かあるいは正常な運転ができないおそれがある状態であったか否かを問わず、免責事由とすることを定めたものと解するのが相当である」としており、これは、前掲①東京地裁平成23年3月16日判決でも同様に指摘されているように、道交法65条1項が酒気を帯び運転を禁止しているので、禁止された酒気帯び運転による事故が、保険事故招致に準じるような、自招損害、自損損害であるから保険者が免責になるということの意味していると考えられる。このような解釈は、近年の飲酒運転を原因とする重大な交通事故の多発による、一般社会の飲酒運転に対する規範意識が変化したことが、その背景にある。また、そのような解釈は、新しい酒気帯

び運転免責条項が、飲酒運転を助長することがないように、公序違反に注意することを重視しているといえる。

このような見解に対しては、以下のような批判もある。それは、「従前の酒酔い運転免責条項から被保険者に不利益に免責条項を改訂する理由として、飲酒運転への社会的非難や厳罰化のみを挙げるのでは不十分である」として、「刑罰法規は刑罰の威嚇により該当する結果発生的一般予防・特別予防を意図するものであって、危険著増による保険者へのリスク転嫁を防止しようとする本件保険約款の免責条項と、ダイレクトに結合するものではない」として、「本件免責条項の前段階として存在した酒酔い運転免責条項の趣旨からすれば、むしろ容易に認めてはならないもの」（注、原弘明「酒気帯び運転免責条項の制限的解釈 一 大阪地判平成21年5月18日判時2085号152頁」 京都学園法学2011年3号78頁）とするものや、「飲酒免責条項が本来異常危険除外の趣旨を含んでおりそれゆえに正当化される点を見過して、…中略…安易に、飲酒運転厳罰化に迎合する解釈を支持すべきでない」（注、土岐・前掲「酒気帯び運転免責条項の制限的解釈」法セミ670号137頁）といった批判である。

この批判に対しては、「約款作成者である保険者は、免責の範囲を酒酔い運転中の事故から酒気帯び運転中の事故にまで拡大しているが、これは、飲酒運転の根絶という国民の規範意識に対応して、酒気帯び運転中の事故にまで保険保護を認めることは妥当ではないという判断に基づくものであって、公益や危険の増加と直接結びつくものではなく、それ自体は保険法の規律に何ら違背するものではない」（注、山野・前掲「自動車保険契約における酒気帯び免責条項の意義」金商1386号30頁）という正当な反論があり、妥当な見解である。

この両説の対立には、酒酔い運転と酒気帯び運転の事故発生の蓋然性の理解に関する相違があり、改定前の酒酔い運転免責条項は、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある場合を保険者が引受えない高いリスクと考えてきたので、本件酒気帯び運転免責条項の趣旨を、従来の酒酔い免責条項と同じく危険の著増と理解すると、どうしても制限的な約款解釈を取る第2説に行き着いて

しまう。それは、酒酔い運転よりも事故発生リスクが低い酒気帯び運転を、免責にすることに躊躇するからであり、だからこそ解釈で「正常な運転ができないおそれがある状態」という要件を加重するという操作を行う（注、例えば、原・前掲「酒気帯び運転免責条項の制限的解釈」京都学園法学2011年3号76頁は、「従来の酒酔い運転免責条項の趣旨は、酒酔い運転が保険事故を発生させる危険を著しく増加させるため、被保険者がその状態にある間を保険保護の範囲から除外する趣旨であったとされる。この危険著増の趣旨からすれば、酒気帯び運転にかかる本件免責条項②も、危険が著蔵しないケースに機械的に適用して免責を認めることは不適切と考えるのが整合的である。」という）。

しかし、酒気帯び運転免責条項は、著しい危険の増加である酒酔い運転免責条項より引き受けるリスクが低いとしても、酒気帯び運転によって、事故発生の蓋然性の高まりは認められるし、さらにそれに加えて、飲酒運転を助長することを避け、よって飲酒運転の撲滅に至る公序に関する趣旨が付け加わり、それを強調することで、免責範囲の拡大をうまく説明できる。例えば、前掲④和歌山地裁平成20年3月19日判決では、「酒気帯び運転の場合、たとえ飲酒量が微量であっても認知力、情報処理能力、注意力、判断力が低下し、反応速度が遅くなって交通事故を起こす可能性が著しく高まる」として、少量飲酒の酒気帯び運転の危険性を指摘しており、これによれば事故発生率とも決して無関係とはいえない（注、低濃度アルコールの運動能力に及ぼす影響等を重視する知見について、島林樹「『酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態』の判断基準について」自保ジャーナル1725号3頁）（注、大阪地裁平成8年1月25日判決（交民29巻1号120頁）は、血中濃度が、道交法の酒酔い運転に満たない数値でも、65条1項を根拠に外観上身体にアルコール保有が認知できれば足り酒酔い免責とされた事例）。

また、酒気帯び運転免責条項の法的性質を状態免責と解する見解を採ると、酒気帯びと損害・傷害の間の因果関係を必要とせずに保険者免責となるので、第2説の制限的な解釈につながると解されるが、これと異なる解釈も可能であ

る。それは、酒気帯び運転免責条項を状態免責と解しながら、約款解釈でそれを制限するというのは、一貫性を欠く解釈方針ともいえるからである。この様に考えると、むしろ本件岡山地裁判決や第1説との整合性がとれる。つまり、酒気帯び免責条項を状態免責と考えるかどうかと、第1説あるいは第2説の採否の問題は論理的には必ずしもリンクしないとも考えられる。

以上のように、酒気帯び運転免責条項の趣旨と改訂された沿革を考えると、この約款改訂が保険者の免責範囲をより広範に変更したと考えるのが素直な解釈といえる。

さらに、この約款の趣旨に関して、保険契約に刑事罰的な機能をもたせるべきなのか、反社会的な行為に対する抑止は刑事法の分担ではないか、という批判がある（注、例えば、土岐・前掲「酒気帯び運転免責条項の制限的解釈」法学セミナー670号137頁は、「違法行為の抑止は主に刑事法の役割である点を見過ぎて、安易に、飲酒運転厳罰化に迎合する解釈を支持すべきでない」という。）。

これについて、「刑事法のみはその役割を担わせるだけで不十分であることは現実社会に起きている様々な事象を見れば明白」であり、「公益的な事業である保険事業においても、酒気帯び免責条項を置き、飲酒運転を抑止するために、一律に免責を認めることは合理的根拠を持ち得ることである。様々な方向から、飲酒運転を撲滅することの一環として、酒気帯び免責条項が置かれているとする考え方も十分に妥当性を有する」（注、山下典孝「酒気帯び免責条項に関する一考察」保険学雑誌618号12頁）という見解や、私法分野でも酒気帯び運転との約款文言を制限的に解釈することが、酒酔い運転でなければ飲酒をしても構わないという弊害を生むので、「広く酒気帯び運転という事故発生の蓋然性を高める行為に保険保護を与えないことで、モラルハザードの誘発を防止すること、及び個々の契約者間の公平性の保つことが重要である」（注、桜沢・前掲「自動車保険契約約款の車両条項における飲酒免責条項の解釈」法律のひろば2011年9月71-72頁）という見解がある。

この酒気帯び運転免責条項の効果は、保険保護を得られない事により経済的な負担を自ら負うこと、つまり事故招致行為にも類する悪質な自招行為による保険者免責と保険契約者・被保険者の自己責任に重きが置かれている。その意味で、刑事罰的な積極的に罰金を科すという類のものでなく、保険保護の消失という消極的なものである。飲酒運転者が、自らの残留飲酒検知量を予想して、飲酒量を調整することはないだろうから、飲酒検知の結果等、ある意味さまざまなケースにおける偶然な結果により、悪質な運転者が保険保護を得るとするのは、他の善良な運転者・保険契約者との公平という観点でも、社会的な合意をえられない。また、酒気帯び運転免責条項の制限的な解釈の結果として、法令数値以下の酒気帯びによる事故についても、「人によっては」保険保護を得られる結果が想定され、このような約款の解釈運用が、飲酒運転を助長する可能性があるだけでなく、酒気帯び運転の防止という面ではそれに反しているといわざるを得ない。であるならば、法令数値以下の酒気帯びも含めて、一律に免責とすることが、上記の新しい免責条項の趣旨により適うものと考えられる。さらに、社会生活上あるいは儀礼上のアルコール摂取との関係で、第1説は厳しすぎるとの批判がある。これについては、酒気帯びとは一定以上のアルコールを体内に有し外観から飲酒が分かるという、通常の酒気帯びの判断基準であっても、この点で問題とはならないし、飲酒は個人的な差異が大きいので、運転者の自覚を促す意味でも、一律免責という厳しい解釈が適当と考えられる。なによりも、社会生活上、儀礼上ごく少量のアルコール摂取をする機会はあるが、その状態で車両の運転をするということが許されていないことは当然であろう。

第1説によれば、保険契約上の酒気帯び運転免責条項と、道交法の酒気帯び運転、酒酔い運転の罰則規定との適用基準の点での関連付けはなくなるが、全体を観察すると、酒気帯び運転は、道交法上も政令数値以下では、罰則はないが禁止されており、保険契約上免責されるというゾーンを形成することになる。

（8）酒気帯び運転免責条項に関する私見と課題

- ① 私見では、第2説の本件酒気帯び運転免責条項の制限的解釈は妥当でない
と考える。前述のように、本件酒気帯び運転免責条項が、旧酒酔い運転免責
条項よりも、保険契約者・被保険者にとり不利であることを理由に、制限的
な解釈を採用することは、実質上、酒気帯び運転免責条項の免責範囲を、旧
酒酔い運転免責条項の免責範囲に制限することになり、つまり、酒酔い運転
以上を保険者の免責範囲とすることになる。この解釈では、文言上明確に免
責範囲を拡大した酒気帯び運転免責条項に改訂した意味がない。保険契約
者・被保険者にとっても、このような解釈は、本件酒気帯び運転免責条項の
真に意図することを不明確にし、理解が難しくなる。

なによりも、約款解釈については、合理的・平均的な顧客の理解を基準と
して、文言解釈、文言以外の約款制定の趣旨や沿革といった事情を考慮し
て、その合理的な意味内容を探求するという指摘があり（注、山下・前掲書
『保険法』118-119頁）、本件酒気帯び運転免責条項については、その文言は
明確であり、またその沿革・趣旨からも酒気帯び運転に保険保護を与えない
という意義は明らかである。少なくとも現在の保険契約者の一般的な意思
は、道交法65条1項に違反する酒気帯び運転を免責と考えており、罰則の適
用のある政令数値以上の酒気帯び運転が免責と考えているとは思われない
し、後者の理解は軽微な酒気帯び運転をそそのかすこととなり妥当ではない
（注、山野・前掲「自動車保険契約における酒気帯び免責条項の意義」金商
1386号30-31頁）（注、山下・前掲「酒気帯び免責条項に関する一考察」保険
学雑誌618号12-13頁は、「今日の一般的な契約者の認識として、刑事罰の対
象となる酒気帯び運転のみが保険者免責となると考えるのは、飲酒運転撲滅
に対する様々な動きと逆行する」という見解）。

本件酒気帯び運転免責条項が、これまで道路交通法の罰則規定と調和をは
かりながら、飲酒運転の免責条項を解釈運用してきた立場を越えて、政令数

値以下の酒気帯び運転であっても保険者免責とする厳しい規定に改訂した理由は、飲酒運転に対する社会的な非難とそれを背景とした道路交通法等の各種関連法規の厳罰化という社会情勢を背景にして、保険契約の存在が、飲酒運転を助長することがないようにという公序の要請から、その趣旨が、新しい酒気帯び運転免責条項に文言として明記されたといえる。そして、本件酒気帯び運転免責条項と本件岡山地裁判決の立場は、飲酒運転を助長しないという趣旨から一步踏み出して、より積極的に飲酒運転を撲滅するという効果を狙ったものと考えられる。いってみれば、本件免責条項は、飲酒運転を撲滅する政策のための、その目的に特化した特別な規定ということが出来る。そして、このような軽微な飲酒運転もしないということが、現在の保険契約者の一般的な意思に合致すると考える。本件岡山地裁判決は、これまでの同様な判決を受けて、このような方向性を確認した判決といえる。

しかし、新しい酒気帯び運転免責条項は、保険給付を取りやめるというある種の制裁的な機能をもつが、そのことが悪質な飲酒運転者に対して抑制効果があるかという点については、必ずしもその効果は強くはない。なぜならば、そもそも保険契約を締結していない場合があり、また、この酒気帯び運転免責条項が、一般予防的な飲酒運転の抑止効果はあるとしても、確信犯的な悪質運転者に対する効果には限界がある。また、前述のように、そもそもこれまで飲酒運転の免責条項に関して問題になった事例には、運転者には飲酒に関して身に覚えのないにもかかわらず問題になった事例はみあたらず、むしろ多くは、一定の飲酒行為はあったが、その飲酒量が問題になったり、飲酒によって運転操作に影響があったかどうかということが問題とされる事例が大半であり、いわばグレーゾーンにかかわる支払い請求事例が多くみられた。これらの事例は、今日の酒気帯び運転に関する社会通念に照らして保険給付をすべきであるのか必ずしも首肯できないケースもみられ、さらに、その飲酒態様や運転態様において悪質なものも多い。これらについても、従来の道交法と基準を調整した飲酒運転の免責条項であれば、政令数値以下で

あれば酒気を帯びていても保険金が支払われるという事例があり得たが、新しい酒気帯び運転免責条項と岡山地裁の解釈によれば、少なくともこのような場合に保険給付がなされることはなくなる。

また、酒気帯び運転免責条項の一般予防的な機能としてあげることができることは、保険契約の特質として、その契約締結過程において、飲酒運転免責の趣旨を契約者等に丹念に説明することで、飲酒運転の撲滅に保険契約が貢献できる。前述の本件に関連する事例を検討して、特に重要と思われることは、保険契約者らに対して、飲酒が自動車運転に与える影響等の科学的な知見を知らしめる必要性であると考え。例えば、飲酒の影響がどの程度の時間でなくなるのか、飲酒と薬物を同時に摂取することの影響等が特に重要と思われる。

また、本件原告は、無免許運転、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転及び酒気帯び運転の3つの規定上の均衡・整合性を根拠に、酒気帯び運転についても、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転に制限して免責条項を解釈することを主張するが、「保険約款において、何を免責事由とするかは個々の保険契約の定め委ねられており、社会的非難を受ける酒気帯び運転事故による損害を免責としても、保険の機能や目的、あるいは契約者および被保険者の期待に反する不合理なものとはいえない」（注、市川・前掲「酒気帯び運転免責条項」保険と共済2011年4月号32-33頁）という反論があり、妥当な見解と考える。むしろ、本件酒気帯び運転免責条項の趣旨を考えると、特に酒気帯び運転に厳しく対処すべく一律免責に約款改訂が行われたと考えれば、薬物等の影響下の運転と規定上整合性がとれていないことは、特別問題にならないと考えられる。

- ② 本件岡山地裁判決及び第1説の解釈が肯定される有力な理由は、文言解釈であると考え。本件酒気帯び運転免責条項の中には、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転に免責を制限する文言

はなく、前述のように酒気帯び運転の定義も道交法65条1項と同様の解釈を採ることで、条文表現上も意義内容も一義的かつ明確である。よって、これと明確に異なる第2説のような制限的解釈及び第3説は受け入れられない。さらに、本件酒気帯び運転免責条項の趣旨及び沿革と、それを背景にした保険契約者の一般的合理的な意思を考慮すれば、本件酒気帯び運転免責条項はその文言通りに解するのが妥当であり、従って、本件岡山地裁判決及び第1説の立場を支持する。

以上の解釈で最も問題視されるのは、政令数値以下の酒気帯び運転の場合であろう。しかし、これを乗り越えなければ、飲酒運転による事故の撲滅という目的に資することはできないし、逆に、まさにこの点が本件酒気帯び運転免責条項の一番の特徴といえる。そもそも、道交法65条1項が酒気帯び運転を一般的に禁止しながら、別に罰則の要件を定めるという二重構造になっていることに問題の原因があるが、これは、刑事罰を科すか否かを検討する必要のある特別刑法上の理由によるものであり、前述のように、政令数値以下の酒気帯びも罰則はないが違法であることを明確にするという趣旨で道交法65条1項は改正されている。そうであれば、政令数値以下の酒気帯び運転について保険者免責とすることは、道交法の趣旨に適うものと考えることができる。また、こう解さない場合でも、刑罰の対象にするかどうかという基準と、保険保護をすることかどうかという基準が異なることはあり得る。本件の酒気帯び運転免責条項の解釈としては、政令数値以下の酒気帯び運転も免責の対象であり、それが運転操作に影響を与えない場合も、一律免責にすべしというのが、保険契約者の合理的な意思であると考えられる。

他方で、従来の酒酔い運転免責条項に比べて厳しい運用を行う酒気帯び運転免責条項については、例外的な取り扱いが求められる場面があり、酒気帯び運転免責条項を形式的に適用できない特段の事情について指摘されている（注、山野・前掲「自動車保険契約における酒気帯び免責条項の意義」金商1386号31頁）。それは、「下戸である被保険者から通常以上のアルコールが検知されたも

の、同被保険者に飲酒の事実が認められなかった場合」(注、山野・前掲「自動車保険契約における酒気帯び免責条項の意義」金商1386号31頁(注19))が例示されているが、他にも人によっては食品や薬品等に含まれるほんの僅かなアルコールが身体に影響を与える場合や全く飲酒をした経過がみられないのにもかかわらずアルコールの影響がみられるといった例外的な場合等が考えられる。これらは極めて例外的なケースではあるが、本件岡山地裁判決及び第1説の解釈により酒気帯び運転の免責要件を検討する際に、一定の飲酒検知の数値が出る等、酒気帯びの要件を形式的に満たしていると考えられる場合であっても、個別具体的な事実関係を慎重かつ丁寧に検討すべきことを示唆している(注、山下・前掲「酒気帯び免責条項に関する一考察」保険学雑誌618号14頁は、このような例外的な事例を理由に、第2説のような制限的な解釈を採用することは出来ないとする指摘であり、妥当な見解である。)

また、本件岡山地裁判決では、飲酒の検査が行われていないために具体的な酒気帯びの数値が明らかでないケースであった。自損事故が多いことが想像される酒気帯び運転による交通事故の事例では、飲酒検査が行われないことも珍しくはないであろうから、本件のように、飲酒検査の数値以外の様々な事情を斟酌して事実認定を行う手法は参考になる。本件では、仮に旧来の酒酔い運転免責条項を問題とする事例であったら結論が異なった可能性が高いと考えられる。なぜなら、本件のような自損事故の事例で正常に運転できる状態にあったかという事実の立証は困難であろう。このような仮定の結論が、保険契約者の意思や改訂された新しい酒気帯び運転免責条項の趣旨に合致するといえるのか、前述のようにやはり疑問である。このことから、新しい酒気帯び運転免責条項は、飲酒運転の撲滅に資するために改訂されたものであり、旧来の酒酔い運転免責条項とはその主な趣旨を異にすること、少なくともその趣旨の重点を移したことは明らかであろう。

いうまでもなく、交通事故賠償で保険契約が果たす役割は重要である。それは、加害者の資力に関わらず被害者救済がなされるからであり、飲酒運転の免

責条項は、対人対物双方とも第三者に対する賠償責任に関しては免責条項から外される措置がとられている（注、前掲書『注釈自動車保険約款（上）』（西島梅治筆）223、226頁は、旧約款の下でも非難可能性の強い反社会的行為によって生じた損害を保険給付によって填補することは妥当でないと指摘し、昭和47年より対人・対物賠償保険では無免許・酒酔免責規定が削除されたが、第三者保護の必要のない自損事故条項等に酒酔い免責が残されてきたという。）。他方で、道交法上禁止されている酒気帯び運転も含めた飲酒運転は、社会的に強く非難されるべき行為であり、肯定されるべき要素のない無価値で有害な行為であるから、社会的にこれを抑止する必要がある。前述のように飲酒運転は、道交法の禁止に反し、保険事故招致に準じる自損行為であり、これに保険保護を与える必要はなく、むしろ、それを与えたならばモラルハザードを誘発し、政令数値以下の少量飲酒時の運転を助長しかねず、社会的な批判を浴び、法を遵守する他の多くの善良な運転者との公平性も保たれないことになるので、本件岡山地裁判決で問題となった新しい酒気帯び運転免責条項の解釈については、これを道交法65条1項の酒気帯びに該当する場合に一律免責とする解釈が妥当であり、このような解釈は保険契約者の一般的意思に合致し、さらに社会的にも支持されるものと考えている。前述したように、本件岡山地裁の解釈では、保険者の免責が広くなりすぎて、そもそも保険に加入する意味がなくなってしまうという批判がある。これは、「一般的な保険契約者が当該保険に加入する意味を大幅に減じてしまうような場合に、契約目的の危殆化という観点」からの指摘である（注、山下・前掲書『保険法』130頁）。しかし、現在の一般的な契約者の意思を以上のように理解するならば、保険契約に加入する意味を減じることはない。

但し、もちろん保険約款の酒気帯び運転免責条項のみで飲酒運転による交通事故の問題が解決するわけではなく、他の諸政策との連携による総合的な対策が必要である。そして、保険者は、ただ保険者免責とすることだけでなく、保険契約者や一般社会の理解と協力を得る必要がある。

酒気帯び運転免責条項の意義と解釈について（福島 雄一）

残された課題としては、自動車保険に代表される損保で先行した酒気帯び運転免責条項の約款改定であるが、結果として生保の約款の文言と齟齬をきたす場面がある。これらの損保と生保の飲酒運転に関する免責条項の文言の統一に注意すべきである。

(2013年7月19日脱稿)

